

# 青森県報

号外第八十六号

平成二十六年  
十二月二日  
(火曜日)

## 目 次

### 選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び同職務代理者の選任……………(同)……………二

衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び同職務代理者の選任……………(同)……………二

最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び同職務代理者の選任……………(同)……………三

衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時……………(同)……………三

衆議院比例代表選出議員選挙における投票記載所等に掲示する名簿届出政党等の名称等の順序を定めるくじを行う場所及び日時……………(同)……………三

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時……………(同)……………三

衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時……………(同)……………四

最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時……………(同)……………四

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……………(同)……………四

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長、衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長の事務を行う場所……………(同)……………四

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第一区における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時……………(同)……………五

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第二区における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時……………(同)……………五

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第三区における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時……………(同)……………五

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第四区における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時……………(同)……………五

衆議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時……………(同)……………五

## 選挙管理委員会

### 青森県選挙管理委員会告示第七十二号

平成二十六年十二月一日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八條第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年十二月二日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二二、六一八人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数と四十万に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

二五五、一四五人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数と四十万に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

七、三一人

東津軽郡選挙区

西津軽郡選挙区

南津軽郡選挙区

北津軽郡選挙区

上北郡選挙区

三戸郡選挙区

青森市選挙区

弘前市選挙区

八戸市選挙区

黒石市選挙区

五所川原市選挙区

十和田市選挙区

三沢市選挙区

むつ市選挙区

つがる市選挙区

平川市選挙区

青森県選挙管理委員会告示第七十三号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

平成二十六年十二月二日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

選挙区	選 挙 長		選 挙 長 職 務 代 理 者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
第一区	坪田 左近	青森市浪岡大字浪岡字稲村一八四の五	丸本 善昭	青森市岡造道三丁目一四の八
第二区	古館 實	十和田市東三番町二の三〇	高野 實	十和田市大字滝沢字高屋一二
第三区	野坂 哲	八戸市大字白銀町字砂森五三の二	福島 正敏	八戸市大字鮫町字蟻子二〇の一七二
第四区	成田 満	弘前市大字五所字野沢六一の七	工藤 金幸	弘前市大字大和沢字上野田一二一の二

青森県選挙管理委員会告示第七十四号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長に事故があり、又は選挙分会長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

平成二十六年十二月二日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

選挙分会長	氏名	住所	選挙分会長職務代理者	氏名	住所
柿崎 光顯	弘前市大字桜ヶ丘四丁目 三の一一		櫻田 静子	黒石市大字浅瀬石字清川 一四	

青森県選挙管理委員会告示第七十五号

平成二十六年十二月十四日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び審査分会長に事故があり、又は審査分会長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第二十七条第二項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第十六条において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

平成二十六年十二月二日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎 光顯

審査分会長	氏名	住所	審査分会長職務代理者	氏名	住所
新岡 千寛	北津軽郡中泊町大字福浦 字浦島四七		木村 豊	青森市長島四丁目一一の 二	

青森県選挙管理委員会告示第七十六号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年十一月自治省告示第百六十五号）第十四条第一項の規定により行う平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじの執行場所及び日時を次のように定めたので告示する。

平成二十六年十二月二日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎 光顯

くじを行う場所	くじを行う日時
青森市長島一丁目の一 青森県選挙管理委員会事務局	平成二十六年十二月二日 午後五時三十分

青森県選挙管理委員会告示第七十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項の規定により、平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを次のとおり行うので、公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）第三百二十四条の規定により告示する。

平成二十六年十二月二日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎 光顯

くじを行う場所	くじを行う日時
青森市長島一丁目の一 青森県選挙管理委員会事務局	平成二十六年十二月二日 午後七時

青森県選挙管理委員会告示第七十八号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会場の所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。

平成二十六年十二月二日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎 光顯

選挙区名	場 所	日 時
第一区	青森市中央一丁目一の一八 ラ・プラス青い森二階「カメラリア」	平成二十六年十二月十六日 午前十時三十分
第二区	青森市中央一丁目一の一八 ラ・プラス青い森二階「カメラリア」	平成二十六年十二月十六日 午前十時三十分
第三区	青森市中央一丁目一の一八 ラ・プラス青い森二階「カメラリア」	平成二十六年十二月十六日 午前十一時
第四区	青森市中央一丁目一の一八 ラ・プラス青い森二階「カメラリア」	平成二十六年十二月十六日 午前十一時

青森県選挙管理委員会告示第七十九号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第二項の規定により次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。

平成二十六年十二月二日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一 場所 青森市中央一丁目一の一八

ラ・プラス青い森二階「カメラリア」

二 日時 平成二十六年十二月十六日 午前十一時三十分

青森県選挙管理委員会告示第八十号

平成二十六年十二月十四日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時を、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第二十七條第一項の規定により次のとおり定めたので、同法第三十四條において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

平成二十六年十二月二日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一 場所 青森市中央一丁目一の一八

ラ・プラス青い森二階「カメラリア」  
二 日時 平成二十六年十二月十六日 午前十一時三十分

青森県選挙管理委員会告示第八十一号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十四条の規定による選挙運動に關し支出することのできる金額は、次のとおりであるので同法第九十六条の規定により告示する。

平成二十六年十二月二日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

第一区制限額 二四、一四五、〇〇〇円

第二区制限額 二二、八八五、七〇〇円

第三区制限額 二二、七一九、〇〇〇円

第四区制限額 二二、六一三、五〇〇円

青森県選挙管理委員会告示第八十二号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙長、選挙分会長及び審査分会長の事務を行う場所を次のとおり定めたので告示する。

平成二十六年十二月二日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

場 所 青森県選挙管理委員会事務局

所在地 青森市長島一丁目一の一

ただし、平成二十六年十二月二日における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりとする。

選挙区名	場 所	所 在 地
第一区	青森市役所第三庁舎一階入札室	青森市中央一丁目二二の五

第二区	十和田市役所本館二階会議室	十和田市西十二番町六の一
第三区	八戸市庁別館二階会議室	八戸市内丸一丁目の一
第四区	弘前市役所新館二階第一会議室	弘前市大字上白銀町の一

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第一区選挙長告示第一号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第一区における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十六年十二月二日

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第一区選挙長 坪 田 左 近

一 場所 青森市長島一丁目の一

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 平成二十六年十二月十一日 午後五時十分

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第二区選挙長告示第一号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第二区における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十六年十二月二日

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第二区選挙長 古 館 實

一 場所 青森市長島一丁目の一

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 平成二十六年十二月十一日 午後五時十分

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第三区選挙長告示第一号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第三区における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十六年十二月二日

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第三区選挙長 野 坂 哲

一 場所 青森市長島一丁目の一

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 平成二十六年十二月十一日 午後五時二十分

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第四区選挙長告示第一号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第四区における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十六年十二月二日

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第四区選挙長 成 田 満

一 場所 青森市長島一丁目の一

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 平成二十六年十二月十一日 午後五時二十分

衆議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第一号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

す。

平成二十六年十二月二日

衆議院比例代表選出議員選挙選挙分会長

柿 崎 光 顯

一 場所 青森市長島一丁目の一

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 平成二十六年十二月十一日 午後五時三十分

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号 青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭